

不服申立て事案答申第 278 号

不服申立て事案諮問第 307 号

件名：23 条通報の記録等の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件対象文書」という。）のうち、別表の 2 欄に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 9 月 27 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 10 月 27 日付けで行った不訂正決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 訂正請求の対象となった保有個人情報について

訂正請求制度は、法第 92 条に基づき、訂正請求に理由があると認められる場合に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。

別表の 2 欄に掲げる本件情報 1（以下「本件情報 1」という。同欄に掲げる本件情報 2 以降についても同様とする。）、本件情報 2、本件情報 18 及び本件情報 19 が記載されている文書は、A 保健所の職員が、警察官から審査請求人について連絡、相談を受け、相談内容について所属内で情報共有することを目的として作成した報告書である。

本件情報 3 から本件情報 17 まで及び本件情報 20 から本件情報 35 までが記載されている文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 23 条に基づき、A 保健所が警察官の通報を受理、調査し、精神保健福祉法第 27 条に基づく措置診察が必要か判断し、当時の対応状況を明確にするために作成した文書である。

いずれの文書も、その性格上、その時点において関係機関等から聴取し

た内容や対応した結果、その時点において把握している事実をそのまま記載する必要がある。

(2) 不訂正とした理由について

ア 本件情報 1 から本件情報 13 まで、本件情報 15、本件情報 16 及び本件情報 18 から本件情報 34 までについて

これらの情報が記載された文書は、前記(1)で述べたとおり、その性格上、関係機関等から聴取した内容や対応した結果、その時点において把握している事実を記載する必要がある、作成時に関係機関等から聴取等をして得られた情報をそのまま記載しているものであって、誤りとは認められない。

イ 本件情報 14 について

本件情報 14 は、審査請求人の父の収入等の欄が未記載となっているところ、審査請求人は、「別居」を追記する訂正を求めているが、本件情報 14 に係る文書については、前記(1)で述べたとおり、精神保健福祉法第 27 条に基づく措置診察が必要か判断し、対応状況を明確にするために作成した文書であって、その性格上、その時点において把握している事実をもとに作成する必要がある、本件情報 14 は、文書作成時点で文書作成者が把握していないために未記載となっているものであって、誤りとは認められない。

ウ 本件情報 17 及び本件情報 35 について

本件情報 17 及び本件情報 35 は、精神保健福祉法第 27 条に基づく措置診察が必要か否かについて、文書作成時点で文書作成者が調査の結果を意見として記載しているものであり、その観点から誤りとは認められない。

エ さらに、本件情報 1 から本件情報 35 までについて、審査請求人が行った保有個人情報訂正請求のとおり訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことは明らかである。

よって、法第 92 条における「訂正請求に理由があると認めるとき」及び「訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」のいずれにも該当しないことから、不訂正としたものである。

なお、本件情報 5、本件情報 6、本件情報 10 から本件情報 13 まで、本件情報 15、本件情報 16、本件情報 19、本件情報 22 から本件情報 24 まで、本件情報 29 から本件情報 32 まで及び本件情報 34 は不開示となっており、法第 90 条第 1 項第 1 号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報には当たらない。

また、本件情報 17 及び本件情報 35 については、訂正請求は、法第 90 条第 1 項本文に規定するとおり、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判

断の内容については、訂正請求の対象外である。
したがって、いずれも不訂正とするものである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

審査請求人が令和5年5月12日付けで行った保有個人情報の開示請求に対して、処分庁は、同年6月26日付けで保有個人情報一部開示決定を行った。その後、審査請求人が同年9月27日付けで行った本件訂正請求に対して、処分庁は、同年10月27日付けで保有個人情報不訂正決定を行った。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

ア 本件情報5、本件情報6、本件情報10から本件情報13まで、本件情報15、本件情報16、本件情報19、本件情報22から本件情報24まで、本件情報29から本件情報32まで及び本件情報34（以下「本件情報5等」という。）について

当審議会において、訂正請求書に記載された決定通知書の内容等を確認したところ、本件情報5等は不開示となっており、開示決定に係る保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件とする法第90条第1項の規定に反する訂正請求であったことが認められる。そのため、本来は同条の要件を充足しないことを理由として、不訂正決定をすべきだったと解される。

このような場合において、本件情報5等の不開示とされた部分については、法第92条の訂正・不訂正の要否の判断を行うまでもなく不訂正決定をすべきであることから、処分庁が不訂正決定を行ったことは、結論において妥当である。

イ 本件情報1から本件情報4まで、本件情報7から本件情報9まで、本件情報14、本件情報17、本件情報18、本件情報20、本件情報21、本件情報25から本件情報28まで、本件情報33及び本件情報35について（以下「本件情報1等」という。）

(ア) 処分庁によれば、本件対象文書のうち本件情報1、本件情報2及び本件情報18が記載された文書は、A保健所の職員が、警察官から審査請求人について連絡、相談を受け、相談内容について所属内で情報共有することを目的として作成した報告書であるとのことである。

また、本件対象文書のうち本件情報3、本件情報4、本件情報7から本件情報9まで、本件情報14、本件情報17、本件情報20、本件情報21、本件情報25から本件情報28まで、本件情報33及び本件情報35が記載された文書は、精神保健福祉法第23条に基づき、A保健所が警察官の通報を受理、調査し、精神保健福祉法第27条に基づく措置診察が必要か判断し、当時の対応状況を明確にするために作成した文書で

あるとのことである。

いずれの文書も、その性格上、作成時点において関係機関等から聴取した内容や対応した結果や把握した事実をそのまま記載する必要があるとのことである。

- (イ) 当審議会において検討したところ、本件情報 1 等は、本件対象文書の作成者が精神保健福祉法第 23 条の通報に対する対応等のために必要な範囲で、関係機関等からの聞き取りや調査の内容を記載した、あるいは記載しなかったものであると認められる。

そして、本件対象文書が、精神保健福祉法第 23 条の通報に対する対応等の目的のために作成された文書であることからすれば、当時聴取した内容どおりに記載するのが自然であり、あえて聴取した内容と異なる内容を記載する理由もないことから、聴取された内容として記載された本件情報 1 等について誤りであることは確認できず、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

- (ウ) したがって、本件情報 1 等を訂正する必要は認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 訂正請求のあった保有個人情報の内容	
休日夜間相談事例 対応状況(報告)(特 定年月日 B)	本件情報 1	3 段目 住所の部分
	本件情報 2	8 段目 相談主訴の部分
精神保健福祉法第 23 条の規定による 通報録取書(電話・ 口頭)兼状況調査書 (特定年月日 B)	本件情報 3	3 段目 被通報者 居住地の部分
	本件情報 4	4 段目 家族等 住所の部分
	本件情報 5	7 段目 症状の概要(保護以前の経緯等)の部分
	本件情報 6	8 段目 現在の状態の部分
緊急措置診察に係 る指定医に対する 意見録取書(電話・ 口頭)(特定年月日 B)	本件情報 7	3 段目 被通報者 居住地の部分
精神保健福祉法第 23 条の通報に関す る調査書(特定年月 日 C)	本件情報 8	2 段目 精神障害者(精神障害の疑いのある者) 居住地の部分
	本件情報 9	3 段目 現に本人の保護にあたっている者等の部 分
	本件情報 10	4 段目 症状の概要(1)診断名の部分
	本件情報 11	4 段目 症状の概要(4)今回の問題行動の部分
	本件情報 12	4 段目 症状の概要(5)本人の様子の部分
	本件情報 13	5 段目 生立の状況の部分
	本件情報 14	6 段目 家族及び生計の状況 収入等の部分
	本件情報 15	6 段目 家族及び生計の状況 収入等の部分
	本件情報 16	6 段目 家族及び生計の状況 収入等の部分
	本件情報 17	11 段目 調査者の意見の部分
休日夜間相談事例	本件情報 18	3 段目

1 行政文書の名称	2 訂正請求のあった保有個人情報の内容	
対応状況(報告)(特定年月日 D)		住所の部分
	本件情報 19	4 段目 診断名・受信歴の部分
精神保健福祉法第 23 条の規定による 通報録取書(電話・口頭)兼状況調査書 (特定年月日 D)	本件情報 20	3 段目 被通報者 居住地の部分
	本件情報 21	4 段目 家族等 氏名、住所、電話、続柄及び家族状況の部分
	本件情報 22	6 段目 保護した原因及び警察の所見の部分
	本件情報 23	7 段目 症状の概要(保護以前の経緯等)の部分
	本件情報 24	8 段目 現在の状態の部分
	本件情報 25	9 段目 精神科治療歴 入院(直近)の部分
緊急措置診察に係る 指定医に対する意見録取書(電話・口頭)(特定年月日 D)	本件情報 26	3 段目 被通報者 居住地の部分
精神保健福祉法第 23 条の通報に関する 調査書(特定年月日 E)	本件情報 27	2 段目 精神障害者(精神障害の疑いのある者) 居住地(本籍)の部分
	本件情報 28	2 段目 精神障害者(精神障害の疑いのある者) 現在場所の部分
	本件情報 29	4 段目 症状の概要(1)診断名の部分
	本件情報 30	4 段目 症状の概要(4)今回の問題行動の部分
	本件情報 31	4 段目 症状の概要(5)本人の様子の部分
	本件情報 32	5 段目 生い立ちの状況の部分
	本件情報 33	6 段目 家族及び生計の状況 収入等の部分
	本件情報 34	6 段目 家族及び生計の状況 収入等の部分
	本件情報 35	11 段目 調査者の意見の部分

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 1 1 . 2 5	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 5 . 1 6 (第 249 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 6 . 1 6 (第 250 回審議会)	審議
7 . 7 . 2 8	答申